

病理診断に関する2020年度診療報酬改定後の保険点数 (保険医療機関での病理診断)

依頼元の病院や診療所と病理診断施設で契約した場合 連携による病理診断

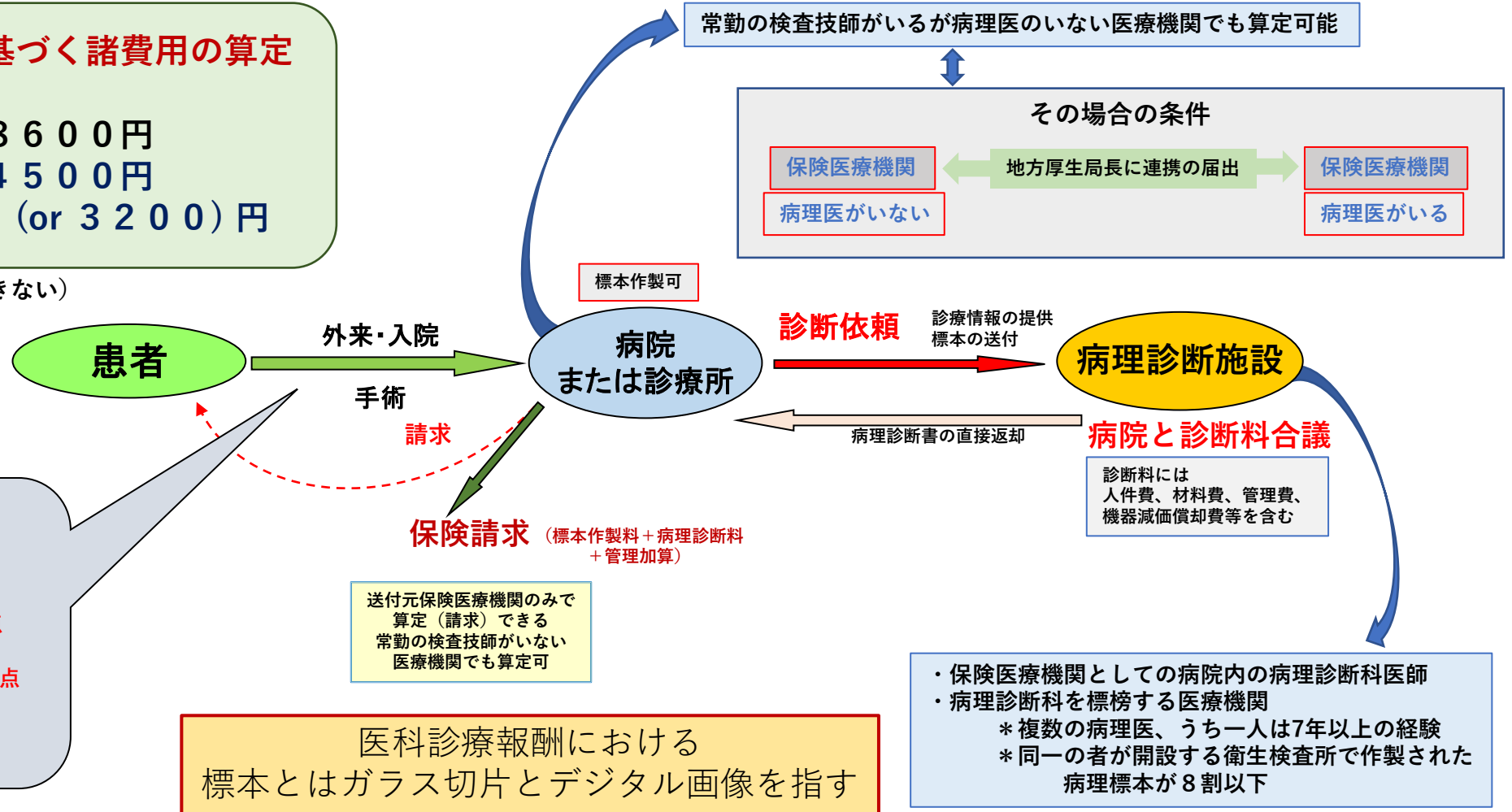
健康保険医科診療報酬に基づく諸費用の算定

標本作製料： 8600円
 病理診断料： 4500円
 管理加算料： 1200 (or 3200) 円

(判断料は算定できない)

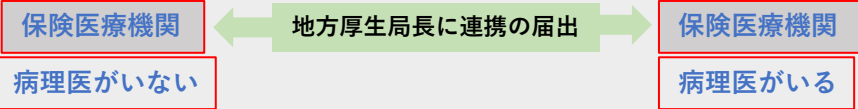
保険点数を請求

術中迅速病理組織標本作製 1,990点
 術中迅速細胞診 450点
 病理組織診断料 450点
 病理診断管理加算 120 or 320点
 細胞診断料 200点
 病理診断管理加算 60 or 160点
 標本作製 860点
 判断料 150点



常勤の検査技師がいるが病理医のいない医療機関でも算定可能

その場合の条件



標本作製可

診断依頼 診療情報の提供 標本の送付

病理診断施設

病院と診断料合議 病理診断書の直接返却

診断料には 人件費、材料費、管理費、機器減価償却費等を含む

送付元保険医療機関のみで算定(請求)できる 常勤の検査技師がいない医療機関でも算定可

医科診療報酬における 標本とはガラス切片とデジタル画像を指す

- ・保険医療機関としての病院内の病理診断科医師
- ・病理診断科を標榜する医療機関
 - * 複数の病理医、うち一人は7年以上の経験
 - * 同一の者が開設する衛生検査所で作製された病理標本が8割以下

病理診断に関する2020年度診療報酬改定後の保険点数 (保険医療機関での病理診断)

依頼元の病院が衛生検査所と病理診断施設と別々に契約した場合 連携による病理診断

健康保険医科診療報酬に基づく諸費用の算定

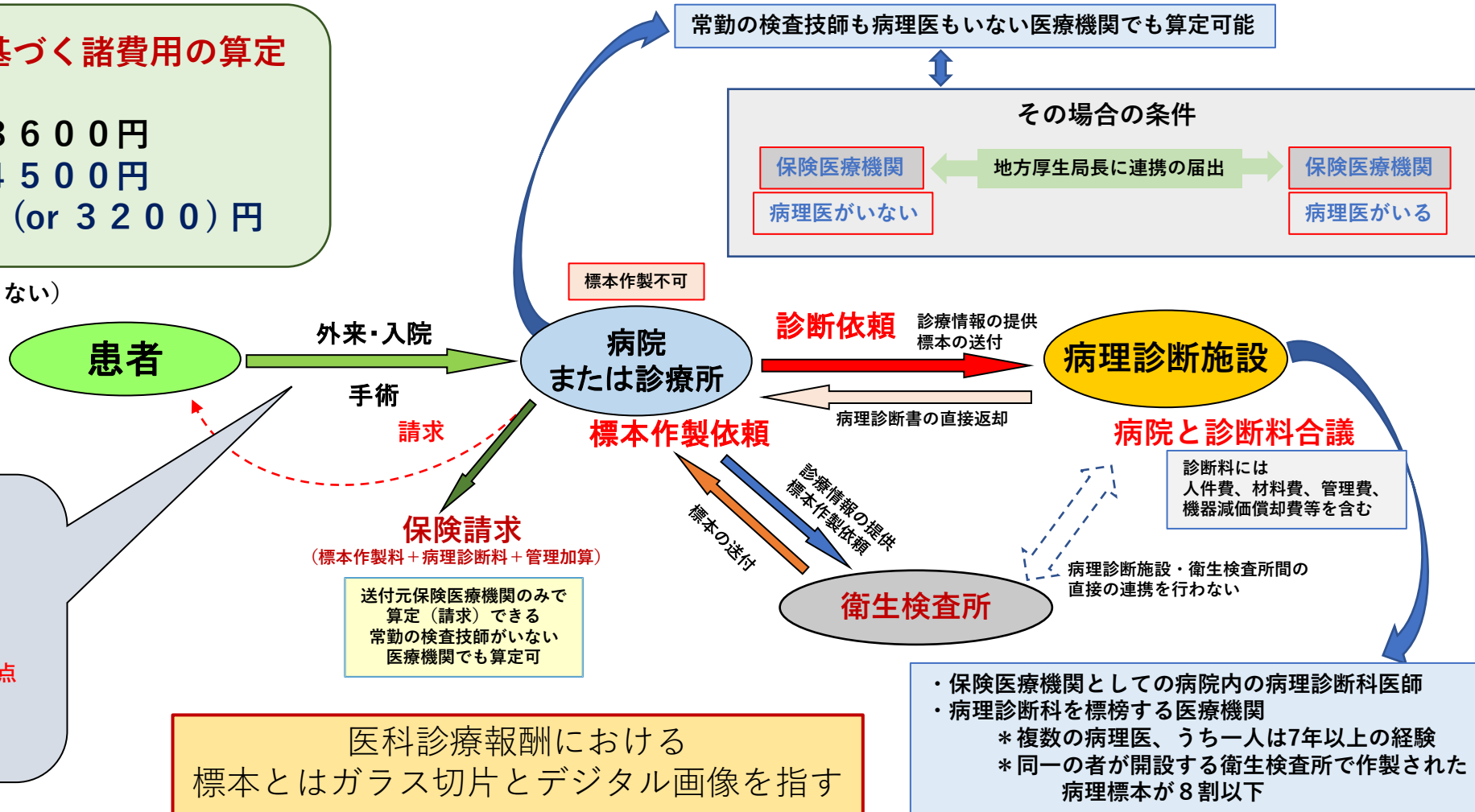
標本作製料： 8600円
 病理診断料： 4500円
 管理加算料： 1200 (or 3200) 円

(判断料は算定できない)

保険点数を請求

術中迅速病理組織標本作製 1,990点
 術中迅速細胞診 450点
 病理組織診断料 450点
 病理診断管理加算 120 or 320点
 細胞診断料 200点
 病理診断管理加算 60 or 160点
 標本作製 860点
 判断料 150点

医科診療報酬における
 標本とはガラス切片とデジタル画像を指す



病理診断に関する2020年度診療報酬改定後の保険点数
 (衛生検査所が保険医療機関としての病理診断施設に報告書を依頼しても病理診断料は算定されない)

依頼元の病院が衛生検査所と契約した場合
病理検査報告書であって病理診断とはならない

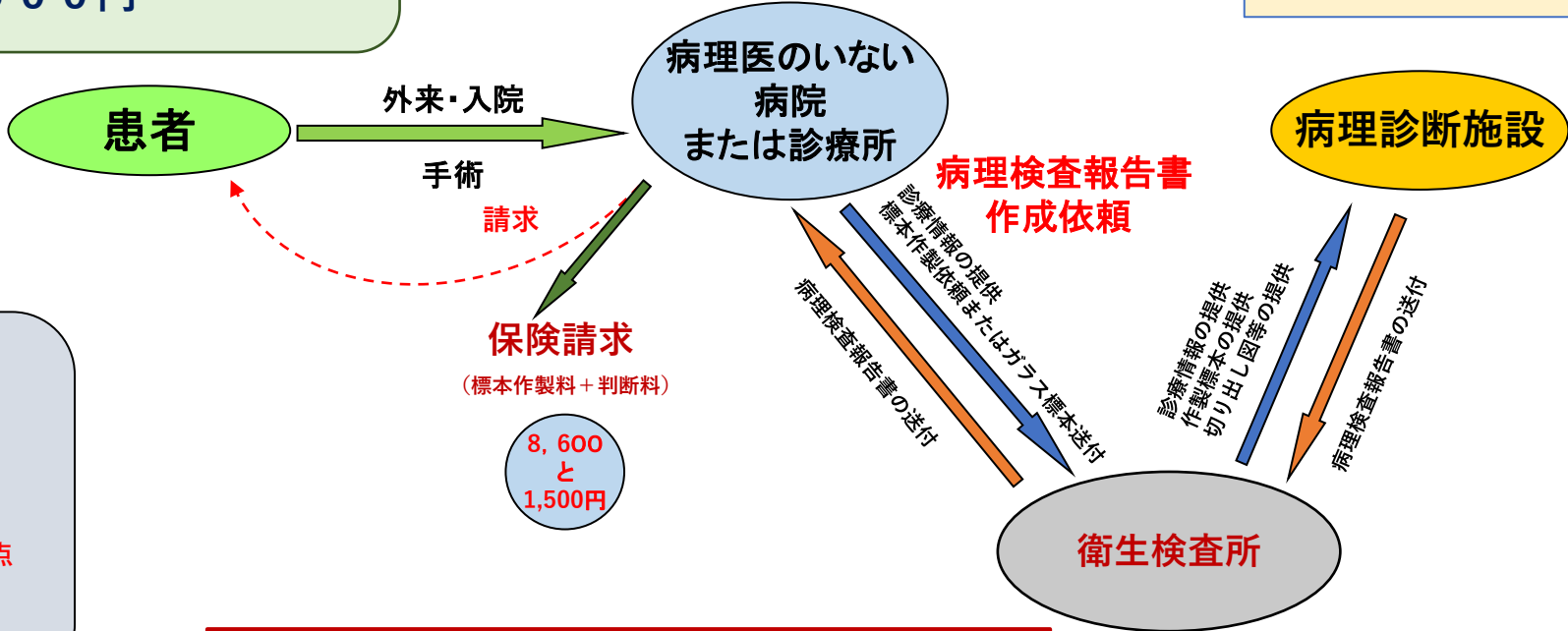
健康保険医科診療報酬に基づく諸費用の算定

標本作製料： 8600円
 判断料： 1500円

衛生検査所と病理診断施設で
 病理検査報告書作成料
 について事前合議

保険点数を請求

術中迅速病理組織標本作製	1,990点
術中迅速細胞診	450点
病理組織診断料	450点
病理診断管理加算	120 or 320点
細胞診断料	200点
病理診断管理加算	60 or 160点
標本作製	860点
判断料	150点



標本作製不可
 標本作製可

医科診療報酬における
 標本とはガラス切片とデジタル画像を指す